

臨床環境医学会に期待するもの

厚生省国立医療・病院管理研究所長
(前環境庁大気保全局長)

松田 朗

その昔、人間にとっての環境とは、自然の環境そのものであった。すなわち、農業・漁業・牧畜等の一次産業を基幹としていた社会にあっては、自然の中で生活し、その恵みを得るという人間と自然環境との共存が成立していたのである。

このような時代において生命を危機に至らしめる主たる要因は、自然災害による直接的な外力かその間接的な影響による食料の枯渇並びに感染症であったろう。

ところが、産業革命の進展とともに、人間は、経済社会活動を都市部へ集中させ、自然環境に依存しない災害の少ない人工的な環境で生活を営むようになり、一次産業の機械化と集約化により食料生産を向上させ、飢餓の恐れから解放されるようになった。これに加え、現代医学の最大の貢献ともされる抗生物質の発見など医学・医療の進歩等によって我が国をはじめ世界各国の平均寿命は急速に伸長したのである。

しかし、目を凝らせば、我が国では想像もできない悲惨な状況が世界の各地に現存していることに気づくであろう。即ち、数多くの地域において発生している戦争・紛争に起因する難民の流出入、開発途上国における人口の急激な増加と都市集中化、砂漠化・焼畑の進展による農地の疲弊、様々な自然的・人工的要因に起因する慢性的な食料不足など劣悪な生活環境が今日においても継続している。世界中から多種・大量の資源の供給を受けて経済社会の発展を享受している我が国は、他人事として済ますことのできない問題である。

さて、わが国では世界で最長の寿命を享受するに至ったものの、高齢者の保健・医療問題とともに、生活環境等の近代化に伴う各種の新たな健康問題が顕在化しつつある。しかも、それらは生活の至便さ・快適さを追求した結果であるが故に、また、明確な疾患単位として顕在化することが少ないが故に、現代社会に生活しているわれわれが完全に回避するのは容易ではない。

例えば、工場・自動車から排出される二酸化硫黄や二酸化窒素のような古典的の燃焼生成物や金属類のみならず、大気・水・食品・製品等を経由して暴露される各種の化学物質、住居の密閉化に伴って常在化したダニ・カビ、身の回りに溢れている電気機器から発生する電磁波、職場から家庭にまで席卷しているハイテクノロジー、深夜型の生活様式・社会行動リズム、狭い国土なるがゆえに増えつづける高層住宅、オゾン層の破壊に伴って増加するであろう紫外線等々、今日のわれわれは各種の健康阻害因子にとり囲まれている。

何万年もの年月を経て形成されてきた人間の生理機能が、このような数十年の大きな環境変化に十分対応できるものなのであろうか。また、先述したような種々の環境因子が、将来的にも人の健康に影響を与えないという保証があるのだろうか。

このような状況の中で、「環境と生体の相互関係に着目し、それらを解明することにより、健康づくり(予防を含む)および診断・治療に関する科学的根拠を構築し、さらに社会への応用を目指す学問」の場として、臨床環境医学会が設立され、活発な研究活動が展開されていることは大いに注目すべきであり、喜ばしい限りである。人は環境へ影響を与えると同時に、環境から影響を受ける存在でもあるということを考えれば、病を癒すという行為の際に、その背景にある環境要因を考慮するのは極めて当然のことであるが、従来このような視点からのアプローチが必ずしも十分ではなかったように思える。

わが国の環境問題は、経済活動に伴う環境汚染による健康被害の発生という極めて不幸な歴史を有するものであった。このような事態は今後あってはならないことであるが、絶対に起こりえないという確証はないのであり、臨床の現場で得られた徴候・疾患と関連する環境要因について、あらゆる知見を科学的に解明し、その成果を医療面・社会面の相方に反映していくべきであろう。

本学会の活動が最終的には科学的な環境保健行政の展開に資するとともに、より健康的な社会の創造に貢献することを大いに期待するものである。

昨年11月、環境庁にとって念願の環境基本法が成立した。この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

臨床環境医学会の成果は、この環境基本法が包含する非常に幅広い環境行政のなかで最も重要な人の健康を確保していくための貴重で、かつ有効な科学的手段の一つとなるものであると確信する次第である。

末尾ながら貴学会のさらなるご発展を祈念してやまない。